

AAP NEWS LETTER

Alliance
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd. www.aapth.com

1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.,
Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110 Tel. +66-(0)-2-261-8182 E-mail. info@aapth.com



代表 ● 橋内 進

弊社 (Asia Alliance Partner) Groupのお客様・支援企業の皆様には平素よりご愛顧・ご支援いただき誠にありがとうございます。これまで弊Groupよりいくつかのタイ関連のニュースレター・メールマガジンを配信させていただいておりましたが、この度、構成を一新し、AAP NEWS LETTERとして配信をさせていただくことになりました。タイの会計・税務・法務・文化・慣習等を身近に感じていただけるようなニュースレターを目指しておりますので、お気軽にご意見等をいただけますと幸いです。今後ともよろしくお願いたします。

代表あいさつ

弊社 (Asia Alliance Partner) Groupのお客様・支援企業の皆様には平素よりご愛顧・ご支援いただき誠にありがとうございます。

これまで弊Groupよりいくつかのタイ関連のニュースレター・メール

INDEX

- ITC及びIHQの新制度施行
- タックスルーリング
- パーサータイで話しタイ
- 泰国自然探訪
- Saiyoの求職者情報
- タイ経済指標
- タイ不動産情報



ITC及びIHQの新制度施行

2015年1月にタイ投資委員会 (BOI) より新投資奨励政策として国際貿易センター (ITC) 及び国際地域統括本部 (IHQ) の新制度が施行されました。2014年12月まで商社機能や地域統括機能に係る制度としてそれぞれ適用されていた国際調達事務所 (IPO) ・地域事業本部 (ROH) から、この新制度へと移行するにあたり適用条件や税務恩典の見直しが行われています。

新投資制度による事業・恩典の変更

2015年1月にタイ投資委員会 (BOI) より施行された地域統括事業や商社事業に与えられる新投資恩典制度が注目を浴びています。これは今後のASEAN経済共同体の発足を見据えてさらなる投資をタイに呼び込むための側面をもった政策であるため、従来よりも対象となる事業が広くなり、様々な条件が緩和されています。

新制度にて対象となるのは国際地域調達本部 (IHQ) と呼ばれる地域統括事業及び国際貿易センター (ITC) と呼ばれる商社事業となります。IHQでは旧制度で条件とされていた最低3ヶ国以上の海外関連会社・支店の保有に関する要件が1ヶ国以上に軽減されました。またITCでは以下の

ように旧制度のIPOと比較して完成品の取扱ができ、商流のパターンが広がり、また調達先や倉庫保有等の要件が免除されたことにより制度が大幅に緩和されたと言えます。

	国際調達事務所 (IPO) 旧制度	国際貿易センター (ITC) 新制度
タイ国内外での購入商品	・原材料、部品、半製品	・原材料、部品、半製品 ・完成品
タイ国内での販売	・製造業者等への卸売 (In-In / Out-In) ・最終消費者への小売・直接販売はできない	
タイ国外への販売	・国内で調達した原材料、部品 半製品を国外へ輸出 (In-Out)	・国内で調達した商品を国外へ輸出 (In-Out) ・タイ国内を経由せず商品を購入及び販売 (Out-Out)
奨励条件	・国内に調達先を複数もつこと ・倉庫を保有又は賃貸すること ・在庫管理システムを構築すること	無し

IHQ及びITCに対する恩典はBOIからの恩典及び税務局からの恩典にわけられます。BOIからは外資100%による設立、一定の機械・材料への輸入関税免除、ワークパーミット取得等の恩典が与えられます。また税務局からは海外関連会社からのサービス収入の免除 (IHQ)、貿易関連サービス収入の免除 (ITC)、現地駐在員の所得税率軽減 (IHQ・ITCとも)などの恩典が認められています。

BOIの投資奨励発行プロセス

IHQやITCの事業を外資会社として行い、またその他の恩典を得るにはBOIへ申請を行い奨励を受ける必要がありますが、そのためには主に以下のプロセスを経る必要があります。

申請書作成

BOIへ提出するための申請書を準備します。申請書には、資金計画や投資計画、運営する事業内容や規模、商品調達フロー、事業に使用する機械の詳細、並びに申請する事業の3年間の収入・費用見積や雇用計画など多岐に渡って記載が必要になるため相応の準備期間が必要となります。また申請内容には様々な条件が課されています。主な条件は以下の通りです。

条件	内容
業種	BOIの奨励対象業種にあてはまる業種であること
払込資本	1,000万バーツ以上
最低投資金額	当初の投資金額は土地及び運転資金を除き100万バーツ以上であること
負債金額	操業当初の負債額は資本金の3倍以内とする。ただプロジェクトを拡大する場合はBOIが適宜判断する。

BOI審査担当官による面談

申請書を提出すると審査担当官名の通知がありますので、当該担当官と連絡をとり面談を予約します(原則として10営業日以内に面談を実施します)。面談では申請書の書面ではわからない項目等について審査担当官から質問があります。

奨励証書発行

ケースバイケースですが、面談からおよそ2ヶ月～3ヶ月後に恩典と条件の詳細を伝える通知があるため、その1ヶ月以内に受理の回答を行います。その後BOIから奨励証書が発行されます。



税務局への税務恩典申請プロセス

例えばBOIから奨励が下りたとしても自動的に税務局からの税務恩典が得られるわけではありません。BOIの恩典に加え税務局の恩典を受けるには、別途、税務局へ恩典の申請を行う必要があります。申請は主に電子的に進めることが可能で、①税務局のウェブサイトログイン、②XML形式のファイルを添付して会社情報、事業情報、関連会社情報等を送付、③書式を印刷し、書名・押印して国税局ビル11階のLTOに事業計画の電子ファイルとともに書式を提出、④オンラインで申請経過を追跡、⑤国税局局長により結果を受理という流れとなります。

なお税務局からの恩典期間は、税務局から認可を受けた日の翌日から15会計年度、または認可を受けた年の翌会計年度から15会計年度となります(選択可)。ただし、当該恩典を受けるためには年間のタイ国内における事業支出(仕入費用+販管費)が1,500万バーツ以上である必要があり、これを下回った会計年度には税務局からの恩典を受けることはできません。



タックスルーリング

ข้อหารือภาษีอากร

Volume 18.

คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชีและภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในประเทศไทยมักต้องประสบ โดยได้รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปัจจุบัน หัวข้อในจดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหาเกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในประเทศไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยังได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูลเหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

ภาษีมูลค่าเพิ่ม กรณีเฉลี่ยภาษีซื้อจากการก่อสร้างอาคาร

(มาตรา 82/6, มาตรา 83/4, มาตรา 89, มาตรา 89/1, ประกาศอธิบดีกรมสรรพากร เกี่ยวกับภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ 29)ฯ)

はじめに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

付加価値税（建設工事に伴う仕入税の配分）

（第82/6条、第83/4条、第89条、第89/1条、付加価値税に関する国税局長の通達（第29条））

ข้อหารือ

บริษัท ข เป็นผู้ประกอบการจดทะเบียนเสียภาษีมูลค่าเพิ่มในอัตราร้อยละ 7.0 โดยมีวัตถุประสงค์ในการประกอบกิจการเป็นตัวแทนจำหน่ายและซ่อมแซมรถยนต์ บริษัท ข ได้เริ่มทำการก่อสร้างอาคาร เพื่อใช้เป็นที่แสดงรถยนต์และสำนักงานขาย โดยได้รับอนุมัติให้ก่อสร้างอาคารรวม 3 อาคาร โดยเริ่มก่อสร้างอาคารเมื่อวันที่ 22 เมษายน 2537 และวันที่ 22 ธันวาคม 2539 ก่อสร้างอาคารแล้วเสร็จเมื่อวันที่ 30 พฤศจิกายน 2539 ต่อมาได้ทำสัญญาให้เช่าพื้นที่อาคารบางส่วนให้กับบริษัท ก, บริษัท ข, และบริษัท ค. รวม 3 สัญญาโดยบริษัท ข มีรายได้จากการให้เช่าพื้นที่ภายในอาคารสำนักงานดังกล่าวในการยื่นแบบแสดงรายการภาษีมูลค่าเพิ่ม ภ.พ.30 ตั้งแต่เริ่มจดทะเบียนภาษีมูลค่าเพิ่มบริษัท ข ได้นำค่าใช้จ่ายในการก่อสร้างอาคารทั้งหมดของสำนักงานมาใช้ในการคำนวณภาษีซื้อ โดยบริษัท ข มิได้

諮問事項

当社は7%の付加価値税を納税する登録事業者で、事業目的は自動車の販売代理と修理です。当社は自動車ショールームと営業所として利用するため建物の建設に着工しました。当社は3 棟の建物の建設を許可され、1994年4月22日と1996年12月22日に着工しましたが、1996年11月30日に完成しました。その後、同社は建物の一部をA社、B社とC社に貸し出す3つの賃貸契約を締結し、事務所ビルの賃貸収入が発生しました。当社は付加価値税の納税申告書（ホ-ホ-30様式）を提出した際に事務所の建設費の全額を仕入税として計算しました。

แจ้งรายการประมาณการการใช้พื้นที่อาคาร ตามแบบ ภ.พ.05.1 ภ.พ.05.2 และ ภ.พ.05.3 ภายในกำหนดเวลาตามประกาศอธิบดีกรมสรรพากร เกี่ยวกับภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ 29)ฯ เรื่องกำหนดหลักเกณฑ์ วิธีการ และเงื่อนไขการเฉลี่ยภาษีซื้อตามมาตรา 82/6 แห่งประมวลรัษฎากร ลงวันที่ 9 มีนาคม พ.ศ. 2535 เนื่องจากบริษัทฯ เข้าใจผิดว่า รายได้จากการให้เช่าสังหาริมทรัพย์ มีไม่เกินร้อยละ 10 ของรายได้ทั้งสิ้น จึงมีสิทธินำภาษีซื้อของการก่อสร้างอาคารดังกล่าวมาหักออกจากภาษีขายเมื่อบริษัทฯ ได้รับแจ้งจากเจ้าหน้าที่ว่าภาษีซื้อที่เกิดจากการก่อสร้างอาคารเพื่อใช้ในกิจการของตนเองซึ่งเป็นกิจการเสียภาษีมูลค่าเพิ่ม และเพื่อการอื่น ให้ผู้ประกอบการจดทะเบียนเฉลี่ยภาษีซื้อดังนั้นบริษัทฯ จึงขอขยายเวลายื่นแบบ ภ.พ.05.1 ภ.พ.05.2 และ ภ.พ.05.3 ถึงวันที่ 23 ธันวาคม 2540 ซึ่งเป็นวันที่บริษัทฯ ได้มายื่นแบบดังกล่าวเพื่อขอเฉลี่ยภาษีซื้อ และในการยื่นแบบล่าช้า บริษัทฯ ไม่มีเจตนาหลบเลี่ยงภาษีอากรแต่ประการใด

แนววินิจฉัย

1. กรณีตามข้อเท็จจริง บริษัทฯ ได้ก่อสร้างอาคารขึ้นมาเพื่อใช้ในการประกอบกิจการเป็นสำนักงานขาย และศูนย์ซ่อมรถยนต์ และได้นำค่าใช้จ่ายในการก่อสร้างอาคารทั้งหมดมาใช้ในการคำนวณภาษีเพื่อเสียภาษีมูลค่าเพิ่ม แต่ต่อมาภายหลังเมื่อมีการก่อสร้างอาคารกำลังจะแล้วเสร็จ บริษัทฯ ได้นำพื้นที่อาคารบางส่วนออกให้เช่า ดังนั้นการใช้พื้นที่อาคารบางส่วนดังกล่าว จึงเป็นการนำพื้นที่อาคารไปใช้ทั้งในกิจการที่ต้องเสียภาษีมูลค่าเพิ่มและกิจการที่ได้รับยกเว้นภาษีมูลค่าเพิ่ม บริษัทฯ จะขอคืนภาษีซื้ออันเกิดจากการก่อสร้างอาคารทั้งหมดไม่ได้ จะต้องทำการเฉลี่ยภาษีซื้ออันเกิดจากการก่อสร้างอาคารดังกล่าว ตามมาตรา 82/6 แห่งประมวลรัษฎากร และประกาศอธิบดีกรมสรรพากร เกี่ยวกับภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ 29)ฯ ลงวันที่ 9 มีนาคม พ.ศ. 2535 โดยบริษัทฯ จะต้องยื่นแบบแจ้งรายการภ.พ.05.1 ภ.พ.05.2 และ ภ.พ.05.3 ในการเฉลี่ยภาษีซื้อตามข้อ 5 (7) แห่งประกาศอธิบดีกรมสรรพากรฉบับดังกล่าว เมื่อบริษัทฯ มีได้แจ้งรายการดังกล่าวข้างต้น บริษัทฯ จะนำภาษีซื้อที่เฉลี่ยได้ตามประมาณการการใช้พื้นที่อาคารที่นำไปใช้ในกิจการที่ต้องเสียภาษีมูลค่าเพิ่มไปหักออกจากภาษีขายไม่ได้เว้นแต่อธิบดีกรมสรรพากรจะกำหนดเป็นอย่างอื่น ตามข้อ 5 (7) วรรคสองแห่งประกาศอธิบดีดังกล่าว

当社は1992年3月9日付け「第82/6条に基づく仕入税の計算基準、方法と条件」に関する国税局長の通達（第29号）に従って、利用予定面積の申告書（ホ-ホ-.05.1、ホ-ホ-.05.2とホ-ホ-.05.3様式）を所定の期間内に提出していませんでした。当社は不動産の賃貸収入が総収入の10%以下になると考えていたため、建設費の全額を売上税から控除しました。付加価値税の課税対象になる自社事業と他の用途のために利用される建物の建設に伴った仕入税は配分する必要があると当局者から指摘されたため、当社はホ-ホ-.05.1、ホ-ホ-.05.2とホ-ホ-.05.3様式様式の提出期限を1997年12月23日まで延長する申請を行いました。当社は延長申請日に仕入税の配分を申告する予定で、申告の遅延となりますが、脱税の意図は全くありません。

結論

1. 上記の事実より、貴社は自動車の整備工場および営業所として建物を建設しましたが、建設費の全額を仕入税として付加価値税を計算していました。その建物が完成する直前に貴社は建物の一部を賃貸に出しました。従って、この建物は付加価値税の課税対象事業と非課税事業とで利用されています。貴社は建設に伴った仕入税の全額払戻を申請できず、1992年3月9日付け「仕入税の計算基準、方法と条件」に関する国税局長の通達（第29号）および歳入法典第82/6条に従って、建設で発生した仕入税を配分しなければなりません。前述の国税局長の通達第5(7)条の仕入税を配分するために貴社はホ-ホ-.05.1、ホ-ホ-.05.2とホ-ホ-.05.3様式の申告書を提出しなければなりません。国税局長の通達第5(7)条により国税局長の別規定がない限り、貴社は上記の申告書を提出しなかったため、付加価値税の課税対象事業に利用される建物の見積面積に応じて配分された仕入税を売上税から控除することはできません。

2. บริษัทฯ ทราบถึงหลักเกณฑ์ดังกล่าว จึงได้ยื่นแบบ ภ.พ.05.1 ภ.พ.05.2 และแบบภ.พ.05.3 เมื่อวันที่ 23 ธันวาคม 2540 เนื่องจากบริษัทฯ มิได้มีเจตนาที่จะหลีกเลี่ยงไม่ปฏิบัติตามกฎหมาย แต่เหตุที่ไม่ได้ยื่นแบบดังกล่าวภายในกำหนดเนื่องจากเป็นความเข้าใจผิดของบริษัทฯ ว่ารายได้จากการให้เช่าอาคารไม่เกินร้อยละ 10 ของรายได้ทั้งสิ้น จึงนำภาษีซื้อมาหักภาษีขายได้ทั้งหมด และการให้เช่าพื้นที่อาคารดังกล่าวเป็นการเปลี่ยนแปลงนโยบายในการใช้อาคารในภายหลัง จึงเป็นเหตุให้บริษัทฯ ไม่อาจแจ้งรายการดังกล่าวภายในกำหนดเวลา จึงอาศัยอำนาจ ตามข้อ 5 (7) วรรคสองแห่งประกาศอธิบดีกรมสรรพากร เกี่ยวกับภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ 29)ฯ ลงวันที่ 9 มีนาคม พ.ศ. 2535อนุมติขยายเวลาการยื่นแบบแจ้งรายการ ภ.พ.05.1 แบบ ภ.พ.05.2 และแบบ ภ.พ.05.3 ให้แก่บริษัทฯ ไปจนถึงวันที่ 23 ธันวาคม 2540 ตามที่บริษัทฯ ได้ยื่นไว้แล้ว

2. 貴社は上記の規則を承知しており、1997年12月23日にホ-ホ-.05.1、ホ-ホ-.05.2とホ-ホ-.05.3様式の申告書を提出しました。貴社は法令を逸脱する意図がなく、申告書提出が期限を過ぎた理由は、賃貸収入が総収入の10%以下になると勘違いして仕入税の全額を売上税から控除したことによるものです。そして、建物の賃貸は後から変更された建物の利用方針によって行われたため、所定期限内に申告書を提出することができませんでした。従って、1992年3月9日付け国税局長の通達（第29号）第5(7)条第2段の権限により、貴社の申請通りホ-ホ-.05.1、ホ-ホ-.05.2とホ-ホ-.05.3様式の申告書の提出期限を1997年12月23日に延期することを承認しました。

ธุรกิจการขนส่งทางอากาศระหว่างประเทศ
(พระราชบัญญัติการประกอบธุรกิจของคนต่างด้าว พ.ศ. 2542)

国際航空輸送業
(1999年外国人事業法)

ประเด็นปัญหา

นิติบุคคลต่างด้าวจดทะเบียนที่ประเทศญี่ปุ่น ประกอบธุรกิจการขนส่งทางอากาศระหว่างประเทศ โดยมีการขนส่งคนโดยสารและสินค้า รวมทั้งจำหน่ายตั๋วโดยสารของสายการบินของตนเอง จึงขอหารือว่าธุรกิจดังกล่าวต้องขออนุญาตตามพระราชบัญญัติการประกอบธุรกิจของคนต่างด้าว พ.ศ. 2542 หรือไม่

論点

日本で会社登記し、国際航空輸送業を行う外国法人が、乗客・貨物の輸送及び自社の航空券の販売を行っている。このような事業は1999年外国人事業法に基づいて営業許可を申請する必要があるか。

แนววินิจฉัย

กองบริหารการประกอบธุรกิจของชาวต่างชาติพิจารณาจากข้อมูลเท่าที่ปรากฏในข้อหารือแล้ว ขอเรียนว่าธุรกิจการขนส่งทางอากาศระหว่างประเทศ รวมทั้งการจำหน่ายตั๋วโดยสารของสายการบินของตนเอง ไม่เป็นธุรกิจตามบัญชีท้ายพระราชบัญญัติการประกอบธุรกิจของคนต่างด้าว พ.ศ. 2542 ดังนั้น บริษัทจึงไม่ต้องขอรับใบอนุญาตการประกอบธุรกิจภายใต้พระราชบัญญัตินี้

結論

協議内容から検討した結果、外国人事業管理局は次のように回答する。

国際航空輸送業は、1999年外国人事業法の業種表に指定されていない。したがって、外国人事業法の対象とはならず、同社はこの法律に基づく営業許可を申請する必要はない。



パーサータイで話スタイ

実際に使えるタイ語の文書を
提供しております。

ช่วยแปลให้หน่อย チューアイ プレー ไฮ โน伊 翻訳してください。

หัวหน้า Kimura	: คุณสมใจ (คุณ สอมจาย)
木村部長	: สอมจายさん
เลขาสมใจ	: ค่ะ? (か?)
สอมจาย秘書	: はい?
หัวหน้า Kimura	: ผมได้รับสัญญามาแล้ว ช่วยแปลให้หน่อยครับ (ผม ไตร๊อป ซานย่า มาร์เลอ ชูเอไอ プレー ไฮโน伊 クラブ)
木村部長	: 契約書をもらったんだけど、翻訳してくれる?
เลขาสมใจ	: แปลจากภาษาไทยเป็นภาษาอังกฤษหรือคะ (プレー ジャーock パーサータイ เพน パーサー แองกริต ลู- คา)
สอมจาย秘書	: タイ語から英語訳ですか。
หัวหน้า Kimura	: เป็นภาษาญี่ปุ่นครับ (เพน パーサー イ-เพน クラブ)
木村部長	: 日本語で。
เลขาสมใจ	: ได้ค่ะ (ได คา)
สอมจาย秘書	: かしこまりました。
หัวหน้า Kimura	: ขอบคุณครับ (ค-บ คุณ クラブ)
木村部長	: ありがとう。

【文法】

チューアイ 動詞 ไฮノ伊

チューアイは英語のPlease 大体同じ意味です。依頼するときによく使われています。ハイは「あげる」、「～してあげる、～してくれる」などの意味で、ノイは「ちょっと」という意味です。全部で、「～してください」、「～してくれますか」という依頼文章となります。

【例】

ช่วยเรียกแท็กซี่ให้หน่อย

(チューアイ リอัก テ็คสวี- ไฮโน伊) タクシーを呼んでください。

Volume

01

泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるお勧めスポットと、そこに生息する生物などについてご紹介します。



カオヤイ国立公園 (2005年ユネスコ世界自然遺産登録)

タイ国内には100箇所を越える国立公園が存在します。カオヤイ国立公園は其中でもバンコクからわずか約200キロ(車で2時間半程)と比較的訪れやすい場所にあり、日帰り旅行も可能な観光地としてタイ人に人気のスポットです。平均標高800mの山岳高地帯に位置し、年間平均気温23度とバンコクに比べ非常に涼しいため、避暑地としても親しまれています。落差150mで三段に連なるHaew Narok(ヘウナロック)の滝と、広大な熱帯雨林を一望できる展望台が見所として有名ですが、350種以上の野鳥が生息することからバードウォッチャーの観察スポットとしても世界的に知られています。

また、哺乳動物も多様で、公園内の車道ではサル、シカ、リスなどに遭遇し、運がよければ野生の象を至近距離で眺めることができます。トレイルやビジターセンター

周辺にある食堂・トイレ等の施設は綺麗に整備されているため、本格的なアウトドアが苦手な方やお子様連れの方でも気軽に自然を体験することができます。

カオヤイ国立公園の外国人入場料は大人400バーツ、子供200バーツ、車一台50バーツですが、タイの運転免許証または労働許可証を提示すれば、タイ人と同じ大人40バーツ、子供20バーツで入場することができます。



今月の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD.
(サイヨーリクルートメント)から過去1ヶ月の推奨人材のお知らせです。

1 女性 23歳 総務・倉庫管理
・ 英語:一般会話可
・ 希望勤務地:バンコク
・ 希望給与:17,000~18,000バーツ

5 男性 37歳 ドライバー
・ 希望勤務地:バンコク
・ 希望の給料:OT込み
19,000~20,000バーツ

2 女性 25歳 セールスエンジニア
・ 英語:社内会話可
・ 希望勤務地:バンコク
・ 希望給与:27,000~28,000バーツ

6 男性 25歳 セールスコーディネーター
・ 英語:社内会話可
・ 希望勤務地:バンコク、サムットプラカーン
・ 希望給与:17,000バーツ

3 男性 26歳 コーディネーター・総務
・ 英語、日本語:基礎会話可
・ 希望勤務地:バンコク
・ 希望給与:18,000バーツ

7 女性 22歳
セールスコーディネーター・秘書
・ 英語:社内会話可
・ 希望勤務地:バンコク
・ 希望給与:20,000バーツ

4 女性 24歳 事務・総務
・ 英語、日本語:基礎会話可
・ 希望勤務地:バンコク
・ 希望給与:15,000バーツ

8 男性 23歳
サイトエンジニア・シビルエンジニア
・ 英語:社内会話可
・ 希望勤務地:バンコク
・ 希望給与:20,000~22,000バーツ

※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。

下記のウェブサイトで閲覧もできますし、直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。

※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせや
タイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



Saiyo Recruitment Co.,Ltd

No.1,Room 1203 Glas Haus Building,12th Floor,Soi Sukhumvit 25
Sukhumvit Rd, Klongtoey Nua,Wattana,Bangkok 10110

URL <http://www.saiyo.co.th>

TEL 02-665-7289~91 FAX 02-661-6937

▶ タイ経済指標

項目	単位	2012	2013	2014	2015
GDP 成長率	前年比ベ(%)	7.3	2.80	0.9	2.9(1-6月)
人口*	千人	68,035	68,382	67,065	67,164(5月)
労働者の数*	千人	39,821	39,808	38,963	38,708(6月)
失業率**	%	0.66	0.72	0.84	0.91(6月)
最低賃金* バンコク	バーツ/日	300	300	300	300
チョンブリー		273	300	300	300
アユタヤー		265	300	300	300
ラヨー		264	300	300	300
賃金:全国製造業の平均	バーツ	10,159	11,066	12,074	12,222(6月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	3.00	2.19	1.90	▲0.81(6月)
中央銀行政策金利*	%	2.75	2.25	2.00	1.50(7月)
普通貯金率**	%	0.75	0.68	0.59	0.62(7月)
ローン金利(MLR)**	%	7.29	7.16	6.96	6.80(7月)
SET 指数*	1975年:100	1,391.93	1,298.7	1,497.7	1,440.1(7月)
バーツ/100円**	バーツ	38.98	31.53	30.77	27.49(7月)
バーツ/米ドル**	バーツ	31.08	30.73	32.48	33.15(7月)
円/米ドル**	円	79.79	97.6	105.84	120.7(7月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,428,628	1,337,631	884,346	383,938(6月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,262	2,016	1,662	1,254(1-6月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	983.9	1,027.3	729.4	412.7(1-6月)

*期末、**平均

➤ タイ不動産情報

販売物件

No	物件	立地	価格(バーツ)	面積 (㎡)	備考
RIR042	コンドミニアム	エカマイ	4,500,000	46	1BD
RIR050	コンドミニアム	エカマイ	6,600,000	35	1BD
RIR053	コンドミニアム	トンロー	8,500,000	51	1BD
RIR054	コンドミニアム	プロンポン	8,700,000	48	1BD
RIL042	工場	ラヨン	75,000,000	10,603	-

賃貸物件:工場と倉庫

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RAI039	倉庫	バンナー	45,000	375	即
RAI039	倉庫	バンナー	72,000	450	即
RAI069	倉庫	チョンブリー	131,580	774	即
RAI004	工場	テパラック	60,000	520	即
RAI066	工場	バンナー	86,450	665	即

賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RAO071	オフィス	シーロム	39,440	58	10月入居可能
RAO081	オフィス	チットロム	54,600	105	9月入居可能
RAO087	オフィス	バンナー	57,000	114	即
RAO146	サービスオフィス	バンナー	22,500	15	即
RAO005	サービスオフィス	プルーンチット	38,000	24	即

賃貸物件:住居

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RAR075	コンドミニアム	プラカノー	30,000	52	1BD
RAR039	コンドミニアム	シーラチャー	35,000	50	1BD
RAA121	サービスアパート	エカマイ	18,000	36	スタジオ
RAA143	サービスアパート	トンロー	34,000	35	1BD
RAA135	サービスアパート	ブンナウィティー	39,000	62	1BD

お問い合わせ先

AAP Capital Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: <http://www.aapcap.com>

担当:

辻(日本語、タイ語)

+66(0)-86-358-7298 tsuji@aapcap.com

キッティカーン(タイ語、英語)

+66(0)-81-989-2206 kittikan@aapcap.com

ラヨン県内工業団地の建屋付き工場用地 [物件番号: RIL042]

- ・敷地面積 10,603 m²(6.62Rai)
- ・建屋床面積 3,600 m²
- ・IEAT 恩典付き工業団地内
- ・築年数 3 年(2012 年完成)
- ・チョンブリー県内の各工業団地やレムチャバン港へのアクセスも良好
- ・現所有者は日系企業
- ・敷地の約 50%はまだ未使用(空地)なので、増築可能
- ・売買時に発生する諸税は売主負担、登記移転費用は売主と買主で折半

価格 75,000,000 THB



注) 情報は 2015 年 6 月現在のもので、情報の正確性はデューデリジェンスの段階に確認する。

Google map

<https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.klaebaVJVvYw&usp=sharing>

※利用規定・免責事項

当ニュースレターに掲載された全ての記事・写真の無断転載を禁じます。

また、当ニュースレターに記載された文書及び内容に関しましては、正確性・妥当性の確保に努めておりますが、各事項に含まれる情報の利用、及び利用できなかったことにより生じる直接的または間接的な損失に対し、弊社及び関連会社は一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

特定の事案につきましては、適切なアドバイザーにご相談されることをお勧めいたします。